

清見台公民館だより 最終号

ハイ公民館です

《発行年月日》令和8年3月13日

《発行責任者》館長 影山 圭子

〒292-0042 木更津市清見台南5-1-29

Tel 98-7654 Fax 98-7142

Mail kiyomidai-k@city.kisarazu.lg.jp

「防災体験・防災講演会」を開催しました



2月28日（土）清見台公民館の駐車場と附属体育館を会場として、防災体験・防災講演会を開催しました。防災体験では、起震車を依頼して実際に地震の揺れを体験していただく予定でしたが、起震車の故障により、急遽地震体験が中止となりました。

午前の部では、体育館を会場に防災グッズを作る体験を実施し、多くの地域の方に参加していただきました。また、公民館駐車場に屋台やキッチンカーが出店しました。

午後の「防災講演会」では、講師のNPO法人首都圏防災士連絡会林防災士から、地震に対する備えに答えは無い。市販されている地震対策用品を購入しなくても、安くて似たような器具を使うことも一つの方法だと教えていただきました。



防災講演会



令和8年度 公民館の主な主催事業振り返り

4月から清見台地域交流センターになりましても令和7年度同様に様々な事業を開催する予定です。事業についてはセンターからのお便りにてお知らせいたします。

ご参加したい事業を見つけましたら、ぜひセンターにお問い合わせください。

ふるさと講座

ふるさと講座では、鋸南町、南房総市への移動研修や古墳についての講座と清見台の古墳についての講座などを行いました。同じ興味を持つ仲間と出会える場となりました。

はつらつ学級

はつらつ学級では、高齢者を対象として、人生100年時代をテーマに健康に関する講座を開催しました。参加者同士、和気あいあいと楽しく交流しています。

子育て広場 このゆびとまれ（幼児親子学級）

親子遊び・リトミック・消防署見学・エレクトーン演奏などを親子で楽しみました。エレクトーン演奏では子ども達が音楽の世界に引き込まれて楽しんでいたのが印象的でした。

たんぽぽ家庭教育学級

子どもの心をサポートする話の聴き方など子どもの成長についての指導のほか、インドの本格的カレー作りやチャイを楽しみ国際的な学習ができました。

まち協 コミュニティカフェ 開催しました!!

清見台・太田地区まちづくり協議会が主催で2月12日（木）に、第3回コミュニティカフェを開催しました。北部包括センターを中心に情報交換やゲームを実施。そして今回は、アロマセラピストをお招きし、アロマ香水作りやアロマトリートメントによるリラクゼーション効果についてのお話をいただきました。コミュニティカフェに初参加の方もすぐに雰囲気になじみ、皆さんでおしゃべりやアロマ香水作りなどを楽しんで和やかにすごされました。



市の高齢者サービスをご紹介します!!

高齢者タクシー利用助成事業（タクシー券）

令和8年度分は4/1から受付け開始。

市では、交通手段を持たない75歳以上の高齢者世帯主や、運転免許証を自主返納した高齢者へタクシー券（1枚500円の助成券を3枚/月）を配布します。

朝日庁舎の高齢者福祉課では即日交付ができます。センターで申請した場合は、即日交付できず、郵送でのお渡しとなります。（1～2週間程度かかります。）

<対象者> 高齢者世帯：世帯全員が、75歳以上で、運転免許証を持っておらず、申請年度の住民税が非課税であること。

自主返納者：65歳以上75歳未満で、市税の滞納がなく、令和3年7月1日以降に運転免許証を自主返納したこと。

<共通事項> ・市内に住所登録があり、介護サービス施設などに入所していない。
・木更津市福祉タクシー事業の助成を受けていない。

<必要なもの> ・本人確認できるもの（保険証・マイナンバーカード等）

・令和8年1月1日に市外に住んでいた方は、その市町村の非課税証明書

・返納した方は、令和3年7月1日以降に自主返納した取消通知書の写しまたは運転経歴証明書（自主返納日が記載されたもの）の写し

・代理人の場合は、委任状

はり・きゅう・マッサージ施術利用券

市内在住の65歳以上の方に、市にあらかじめ登録している施術所で使える「はり・きゅう・マッサージ施術利用券」（1回の施術で500円）を交付します。（4月申請は12枚、5月申請は11枚と申請月で交付数が変動します。）センターで担当課へ確認ののち、その場で交付できます。

<必要なもの> ・本人確認できるもの
（運転免許証・保険証・マイナンバーカード等）

【問合せ先】

高齢者福祉課

TEL:0438-23-2695

清見台地域交流センター 利用申請

「抽選結果通知」又は「随時予約」後は「予約後1か月以内（注意）」に「利用許可申請書」を利用する交流センターへ提出してください。なお、利用日の1か月を過ぎて予約された場合は、「予約後すぐ」に「利用許可申請書」を提出してください。利用許可申請書に基づき内容を審査し、許可・不許可を決定します。

※予約後に利用予定がなくなった際は、速やかに予約取り消し手続きを行ってください。

利用申請前→予約システム上で取消

利用申請後→予約した交流センターの窓口で取消

※利用日等に変更がある場合は利用日の3日前までに「利用変更許可申請書」を提出してください。